

相生市移住定住プロモーション業務仕様書

1 業務の目的

本市では、平成23年度に「子育て応援都市」宣言を行い、子育てしやすい環境を整え、人口減少対策や定住促進を推し進めています。

本業務は、相生市の住環境、子育て支援策、地域資源等の魅力を市内外へ効果的に情報発信し、子育て世帯の移住・定住の増加に繋げることを目的とします。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

3 業務の内容

(1) WEB 広告

ア 移住先としての相生市の認知度向上や移住促進に資する広告媒体を選定し、効果的な WEB 広告プランを企画・制作・出稿・運営管理をすること。

イ メインターゲットは子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）、新婚世帯及び結婚検討層とする。なお、業務の目的に照らしてより効果的だと判断する場合は、居住地等を絞って設定することを妨げない。

ウ WEB 広告等に関するバナー等のデザイン及び制作も行うこと。なお、事業終了後も継続して使用することも考慮すること。

エ 相生市ポータルサイト (<https://www.eetoko-aioi.jp/>) へのアクセスを強化するため、WEB 広告から当該サイトへ閲覧者を誘導すること。

オ 業務の内容は、提案書類に基づき、契約締結候補者と担当課による協議より最終決定する。

カ 広告の表示回数、クリック数、クリック率等の指標を分析し、配信期間中において適宜改善提案を行うこと。また、広告配信結果について分析を行い、効果測定及び次年度以降の改善提案を行うこと。

(2) 独自提案

ア 事業実施に際し、相生市の移住定住の推進に関する取組をより効果的に波及できる提案があれば、その内容を記載すること。

イ 独自提案については、広告に限らず本事業の趣旨に合致するのであれば、アナログ等の媒体の使用、イベント実施、異なるターゲット層の設定等、方法は問わない。

ウ ただし、独自提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

(3) 成果指標の設定

本業務実施に当たり、提案内容に関しての成果指標（KPI）を設定し、企画提案書内に明記すること。なお、成果指標を達成されなかった場合、誠実な履行が認められない場合を除き、受託者の不利益はないものとする。

(4) 成果物の納品

提出物	提出期限
業務実施報告書	業務期間終了まで
当該業務で使用した写真や画像、イラスト等のデータ	
その他PRコンテンツデータ（WEB広告や独自提案で制作した場合）	

4 受託者の責務

- (1) 関係法令を遵守し、相生市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務遂行中に受託者が相生市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに相生市にその状況及び内容を書面により報告し、相生市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、相生市は一切の責任を負わない。
- (3) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報保護に関する法律、相生市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同施行細則を遵守し、適切な個人情報保護措置を講ずること。

5 業務実施報告書の提出

受託者は、業務終了後、業務実施報告書を提出すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引き渡しを受けるものとする。なお、電子データでも納品すること。

6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受託者は報告書を提出、検収に合格後、委託料を請求すること。相生市は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

7 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

8 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、相生市に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て相生市に供与し、その利用、再編集は相生市が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (3) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、相生市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、相生市が提供することが可能な資料等は、相生市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに相生市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど相生市の指示に従った処置を行うこととする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。